

郡山市資源回収推進報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生利用可能な廃棄物（古紙、繊維、金属、ビン類、その他有価物で市長の指定するもの。以下「有価物」という。）の集団回収運動を展開し、実績をあげた地域住民で組織する町内会その他の団体（以下「実施団体」という。）に対し報奨金を交付し、もってごみの減量及びごみ問題に対する市民の意識を高揚し、併せて資源の有効利用に寄与することを目的とする。

(報奨金の交付対象)

第2条 報奨金の交付対象は、有価物の集団回収を定期的実施する実施団体とする。

(報奨金の交付基準)

第3条 報奨金は、資源回収業者が回収した有価物に対し、1kgについて5円を交付する。ただし、ビン類は本数で計算するものとし、別表により換算した重量によるものとする。

(登録等)

第4条 報奨金の交付を受けようとする実施団体は、郡山市資源回収実施団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 前項の規定に基づき登録を受けた実施団体は、その登録事項に変更が生じた場合は、郡山市資源回収実施団体登録事項変更届（様式第2号）により速やかに市長に届け出なければならない。

(報奨金の交付申請)

第5条 報奨金の交付を受けようとする実施団体は、郡山市資源回収推進報奨金交付申請書（様式第3号）に、資源回収集荷引取伝票（様式第4号）を添えて、集団回収を実施したつど速やかに市長に提出しなければならない。

(報奨金の交付)

第6条 市長は、前条の申請書を審査し、適当と認めるときは、報奨金を交付するものとする。

2 報奨金は実施月分ごとに原則として当該月の翌月に交付する。

(報奨金の返還)

第7条 市長は、実施団体が報奨金を過誤又は適正を欠いて交付を受けた場合は、その一部又は全部を返還させることができる。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 郡山市資源回収モデル町内会設置要綱（昭和56年7月1日）

(2) 郡山市資源回収推進報奨金交付要綱（昭和56年7月1日）

3 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の郡山市資源回収推進報奨金交付要綱の規定に基づく報奨金の交付は、なお、従前の例とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までになされた有価物の売却に係わる報奨金については、なお従前の例とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までになされた有価物の売却に係わる報奨金については、なお従前の例とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに実施団体が資源回収業者に引渡した有価物に係る報奨金については、なお従前の例による。

別 表

容 量	単 位	変換重量
1.4 以上	1 本につき	1 kg
0.6 以上 1.4 未満	1 本につき	0.5 kg
0.6 未満	1 本につき	0.4 kg